

休日・夜間窓口の見直しについて

現在、本庁及び各支所で実施している休日・夜間窓口について、諸証明書のコンビニ交付の件数の増加や来庁者数の現状等に鑑み、**令和7年4月1日**から、実施日等を変更します。



【実施日時及び実施場所】

	現状	変更後（令和7年4月1日以降）
休日窓口	【本庁のみ】 毎月、第4日曜日 8:30～12:30	【本庁のみ】 毎月、第4日曜日 8:30～12:30（変更なし）
夜間窓口	【本庁】 毎日 17:15～18:30 【各支所】 毎週、月曜日 （祝日の場合は翌開庁日） 17:15～18:30	【本庁のみ】 毎週、月曜日・木曜日 （祝日の場合は翌開庁日） 17:15～18:30 ※各支所は廃止

【業務内容】

現状	変更後（令和7年4月1日以降）
市民課関連業務（諸証明書交付、マイナンバーカード交付等） 税関連業務（諸証明書交付等）	市民課関連業務（諸証明書交付、マイナンバーカード交付等）のみ ※税関連業務は廃止 ※ <u>マイナンバーカードをお持ちの方は、諸証明書（市民課、税関連）のコンビニ交付を利用できます。</u> （ご利用可能時間 毎日6:30～23:00）

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【お問合せ先】



佐久市役所 企画課 行政改革係 【☎0267-62-3067】 ※見直しについて
市民課 市民戸籍係 【☎0267-62-3087】 ※業務内容について
税務課 市民税係 【☎0267-62-3040】 ※業務内容について